

税の申告は正しくお早めに

自書申告・マイナンバー記載にご協力ください

所得税や市県民税は、個人が前年中に得た所得に対して課税されます。所得税の確定申告は西脇税務署で、市県民税の申告は生涯学習まちづくりセンターで、2月16日(木)から3月15日(水)まで受け付けます。申告に必要な書類をあらかじめご準備のうえ、早めにお済ませください。

市県民税申告書を送付
昨年、市県民税申告書を提出された方には事前に申告書を送付します。3月15日(水)までに提出してください。なお、申告書が必要な方は税務課までご連絡ください。市県民税申告書、申告の手引、農業用収支計算の手引および医療費控除の明細書の様式はホームページからもダウンロードできます。

※所得税の確定申告をした場合、市県民税の申告は必要ありません。収入がなくても、国民健康保険税、所得証明書などの基礎資料として申告が必要になる場合があります。
◆申告会場 生涯学習まちづくりセンター階
◆休日申告受付(市県民税)
◆実施日 3月5日(日)
※西脇税務署は土日、祝日は閉庁しています。

自書申告のお願い
医療費の計算や農業等の収支内訳書は事前に作成してお越しくください。作成されていないと受付順が替わる場合があります。
マイナンバー(12桁)の記載が必要
所得税の確定申告書、市県民税の申告書には、マイナンバー(個人番号)を記載する欄が設けてあります。申告者ご本人や配偶者控除、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。申告書の提出に際しては、申告

者ご本人のマイナンバーカードか通知カードと身分証明書をご用意ください。
西脇税務署からのお知らせ
申告書の作成はご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、確定申告書を作成・印刷することが出来ます。また、タブレット端末(スマホ含む)でも作成することが出来ますのでご利用ください(印刷はコンビニ等のプリントサービスをご利用ください)。
◆問合せ 西脇税務署(☎223171)

市県民税の申告受付日程

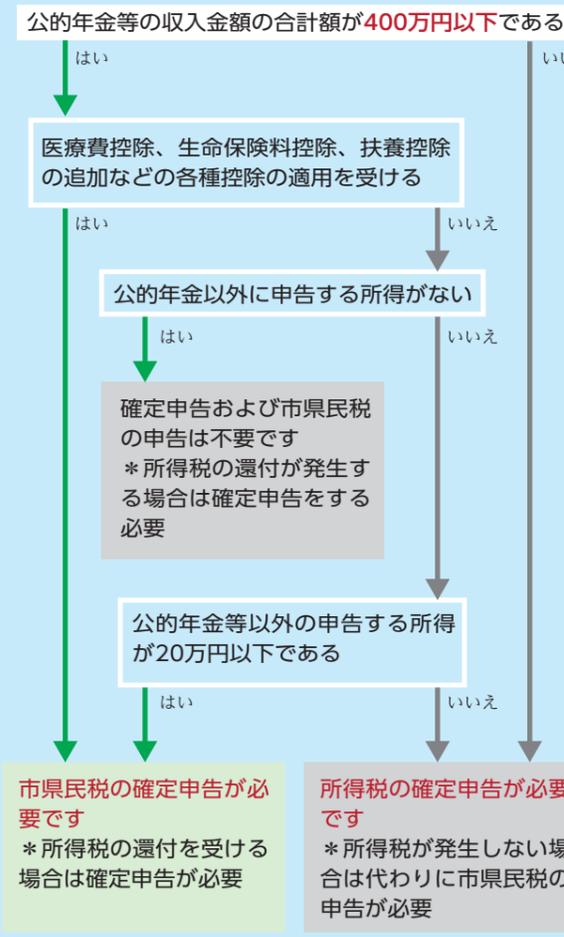
(受付時間/午前9時～午後4時)

| 月 | 日 | 申告受付対象地区 |
|--------|---------------|---------------|
| 2月 | 16日(木)～17日(金) | 西脇地区 |
| | 20日(月)～22日(水) | 黒田庄地区 |
| | 23日(木)～24日(金) | 比延地区 |
| | 27日(月)～28日(火) | 日野地区 |
| 3月 | 1日(水) | 津万地区 |
| | 2日(木)～3日(金) | 平日に来られない方 |
| | 5日(日) | 津万地区 |
| | 6日(月) | 重春地区 |
| | 7日(火)～9日(木) | 野村地区 |
| | 10日(金) | 芳田地区 |
| | 13日(月)～14日(火) | 前日までに来られなかった方 |
| 15日(水) | | |

※特に申告期間前半と開始時間帯は、例年大変混み合い、待ち時間が長くなります。ご了承ください。

公的年金受給者の申告フローチャート

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等の所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けようとする場合には、所得税の確定申告が必要です。



第2次西脇市男女共同参画基本プラン 「パートナー」改定版(案)について ご意見をお寄せください

「男女共同参画社会」とは、男性、女性といった性別にとられず、互いの人権を尊重し、一人ひとりが持つ個性と能力を發揮していくことができる社会のことをいいます。市では、この男女共同参画社会の実現に向けて、行政および市民の皆さん、事業者等が一体となって、総合的、計画的に取り組んでいけるよう「西脇市男女共同参画基本プラン(第1次プラン…平成14～23年度、第2次プラン…平

成24～33年度)を策定し、事業を実施しています。このたび、第2次プランが中間年度を迎えることから、これまで進めてきた施策をより充実させるために、「第2次西脇市男女共同参画基本プラン【改定版】」を策定します。
■意見募集期間
2月21日(火)まで
■閲覧場所
男女共同参画センター(茜が丘複合施設みらいえ内)、情報公開コーナー(市役所2

階)、図書館、市ホームページ、フェイスブック
■意見の提出方法
持参、郵送、ファックス、Eメールで男女共同参画センターへ。題名・住所・氏名(または団体名)・連絡先を明記してください。様式自由。
※意見内容を確認する場合には限り個人情報を利用します。
■意見の提出先
〒677-0057
西脇市野村町茜が丘16-1
男女共同参画センターあて
☎25-2800 FAX25-2220
✉danyo-city.nishiwaki.jp

男女共同参画社会とは?

次のようなことがないか考えてみましょう

- 仕事と家庭での役割について、男女で分担を決めていませんか?
- 「女の子だから」「男の子だから」と子どもの可能性の芽を摘んでいませんか?
- 職場で女性の役割を固定的に考えていませんか?

プランの具体的施策の主な内容

- 男女共同参画センターの充実・強化を図り、啓発事業を実施します。
- 子どものころから男女共同参画意識を育むよう教育の充実を図ります。
- 女性の就労起業に向けた支援の充実を図ります。
- 性的マイノリティの理解を深める学習の機会の提供に努めます。

◆その他
電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。提出意見に対する個別の回答はいたしません。意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。
◆問合せ 男女共同参画センター(茜が丘複合施設みらいえ内/☎25-2800)

臨時福祉給付金の申請受け付けが始まります ～3月2日(木)から～

平成26年4月に実施した消費税率の引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。

◆支給対象

平成28年1月1日時点で西脇市に住民登録があり、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方

※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護の受給者は除きます。

◆支給額

支給対象者1人につき15,000円

◆申請方法

支給対象となる可能性のある方には申請書類を送ります。必要事項をご記入(押印)の上、添付書類とともに、同封の返信用封筒でご返送または窓口にご提出ください。

◆申請期間

3月2日(木)～6月2日(金)/土・日・祝除く

◆添付書類

- ・支給対象者全員の本人確認書類(運転免許証、身体障害者手帳、マイナンバーカードの写しなど)
- ・振込口座確認書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)支給時に提出し、同一の場合は必要ありません。

◆支給時期

4月中旬から随時

◆申請場所

臨時福祉給付金申請窓口(市役所1階ロビー)

◆問合せ

社会福祉課(市役所内線559/☎25-2711)

給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。支給対象の要件を満たしているのに申請書類が届かないときはご連絡ください。